

第 32 回荒川の将来を考える協議会  
決定事項

1. 墨田区長より、「水辺空間による下町文化の創成」と題して墨田区における河川とまちづくりの取り組みについて発表された。
2. 荒川市民会議代表者会議から、荒川下流部における「協働の仕組み」について提言を受け、荒川下流の自然地管理・運営の検討会を設置し、モデル地区を定めて検討していくことについて、了承された。
3. 以下について報告された。
  - ①「明治 43 年大洪水から 100 年の広報展開について」（荒川下流河川事務所）  
明治 43 年大洪水から 100 年キャンペーンの活動レポートについて報告された。
  - ②「荒川市民マラソンの名称変更について」（板橋区）  
荒川市民マラソンの名称を「板橋 City マラソン(東京・荒川市民マラソン)」に変更したことについて報告された。
  - ③「冬季ホームレス合同巡視結果の報告について」（荒川下流河川事務所）  
自治体と実施している冬季ホームレス合同巡視結果について、報告された。
  - ④「河川敷利用ルールの施行状況について」（荒川下流河川事務所）  
平成 22 年 4 月より本格運用された河川敷利用ルールについて、状況報告がなされた。
4. 次回協議会は平成 23 年 7 月頃に川口市において開催を予定する。

以上

## 第 32 回荒川の将来を考える協議会 議事概要

日 時：平成 23 年 1 月 18 日(水)14:00～16:00

場 所：墨田区役所 13 階 131 会議室

### 1. 墨田区長発表「水辺空間による下町文化の創成」

#### 【墨田区長】

荒川を取り巻く墨田区の現状とまちづくりの取組みについて発表された。

#### 1) 墨田区の現状

- ・墨田区は四方を河川で囲まれており、そのほとんどが東京湾の平均の満潮よりも地盤高が低い。
- ・墨田区の歴史は、河川、洪水の歴史である。カスリーン台風、キティ台風、狩野川台風など大きな洪水被害を受けているが、近年は護岸の整備などで大きな洪水はほとんどない。
- ・洪水対策の一つとして洪水ハザードマップを平成 20 年に作成した。今後、近隣区との地域連携を考えていく必要があると考えている。

#### 2) 墨田区の荒川への想い

- ・荒川放水路の歴史を記憶として残していく必要がある。
- ・上流部の人は下流部の人を想い、下流部の方は上流部の人を想い、川を使わなくてはいけない。
- ・墨田区の施策として、雨水利用（小さなダム）を実施している。区の公共施設で 30 件、民間施設で 155 件、雨水貯留できる施設をつくっている。

#### 3) 東京スカイツリー関連区の取り組み

- ・「水辺活用による下町文化の創成」をコンセプトに、平成 24 年春にまち開きを予定している。
- ・隅田川から北十間川、そして横十間で江東区、旧中へ出て、荒川へつなぐ、舟運のネットワークをつくりたい。

#### 【江東区】

江東区としても舟運については実現したいと考えているが、閘門の課題や担い手についてどのようにお考えかお伺いしたい。

#### 【墨田区】

都営地下鉄の問題や、船の問題など、現在産業観光部と検討している。江東区さんと連携していきたいと考えている。

#### 【川口市】

区民の方の洪水対策の危機感、または意識はどのようなものと感じているか。

#### 【墨田区】

墨田区の場合は、荒川と隅田川に囲まれているので、危機感はあると思う。また、ハザードマップも全戸配布しており、水害についての認識は十分持たれているのではないかなと思っている。

**【荒川下流河川事務所】**

舟運の関係で、船着き場の利用の仕方、水面の占用について、管理や許認可の考え方、今後の展開など考えが何かあればお聞かせいただきたい。

**【墨田区】**

庁舎の前の隅田川に防災船着き場がある。この船着場は緊急時の水上からの物資輸送だけでなく、平常時は水上イベントにも活用できるよう要綱によって利用の許可を出している。

スカイツリーのところにも船着き場をつくる予定であり、大いに観光客に活用していただけるような施策を検討していきたい。

**【江東区】**

江東区、昔水上バスを直営で運行していたことがあり、河川の中に船着き場を設置しているが、現在は防災船着き場として位置づけをして、民間の水上バスは区の条例を制定して使用を認めている。条例には、船着き場を使う水上バス事業者には災害時には区に協力をすることになっている。

## 2. 討議事項

### (1) 「荒川市民会議代表者会議からの提言」

#### ～自然地の維持管理における協働の仕組づくりについて～

**【荒川下流河川事務所】**

荒川市民会議代表者会議規約に基づく以下の提言について説明した。

1. 荒川の自然地は、継続的に維持管理をしていく必要がある。
  2. 自然地の維持管理には費用や人手がかかることを、市民、行政は認識すべきである。
  3. 自然地において、市民は魅力ある活動を PR する役割があり、自治体はもっと積極的に荒川にかかわる必要がある。国もそれを具体的に支援し、皆が何らかのかたちで自然地に「かかわる」ことが必要である。
  4. 市民との協働として、まずは具体的な事例を試験的に始める必要がある。
- また、提言を受け、荒川下流の自然地管理・運営について検討会を設置し、モデル地区を定め検討していくことについて説明した。

**【江東区】**

荒川には2箇所、上流と下流部にビオトープを設置しており、10名ずつのボランティアグループがいる。区はボランティア団体に対し、年間、材料代ぐらいだが補助も出している。また育成講座を設け、新しいボランティアを育てており、現在区内で80名ぐらいのボランティアがいる。

自然地の維持管理は体力的に厳しいので、継続的にできるボランティアを育てていく、確保していくことが必要と考えている。

#### 【江戸川区】

4点の提言はいずれも重いと思う。荒川放水路の基本的な治水に有する河川断面を維持しようとする、自然地とは共存できないという所も出てくる。

河川下流域ではシジミが取れ、子供達も河川敷に取りに行っているが、安全断面にしてしまえば今よりも河床断面が低くなり、シジミ取りが出来なくなる。どのように自然地を残して活用していくか、また、残していくべき自然地をどのように残していくかということも話合っていかなければいけないと思う。

荒川全体が治水にとっても安全で、豊かな自然環境を恵みとしてどのように市民として利用していくか、共存・共栄するか、話し合いをもっとしていかなければいけない。また、漂流ごみがヨシに絡まってしまい、我々もこの処分を定期的にやらなくてはならない。

#### 【葛飾区】

従来自然地はありのままにそれを守ってきたという経緯がある中で、どこまでその維持管理に手を加えていくか、協働していくのかモデル地区を定め、その方向を探るといことが重要ではないか。自然地へのごみの放置などによる環境の悪化によって、公園の利用者などから苦情を受けることもある。1歩1歩進めていかなければいかなかなか難しいと思う。

#### 【墨田区】

隅田水門の近くに、区が占有していない自然地があるが、現在、不法投棄や不法居住の方がおり、手を付けにくくなっている。自然地の維持管理は非常に大切な、重要な課題と認識しているが、行政だけでは限界があり、住民の方と協働でやっていくというこの提言に賛同できる。協働の仕組みについて考えていきたい。

また、京成押上線あたりに水辺公園をつくったが、ボランティアの活動がだんだんしりつぼみになってしまった経験、反省もある。

#### 【足立区】

荒川河川敷の広い面積を占有しており、区民の関心は非常に高い。自然地の殆どは手を掛けていない所が多く、手を掛けていない自然地について今後、国、あるいは地元の方とも手法については充分研究しながら進めていく必要がある。

また、自然のつくり方を、どういう自然にしていくのかということもあわせて、モデルの中では研究していく必要がある。

#### 【北区】

地元の団体の方々にご協力を頂いて、北区、学校等も参加させていただき、子供の水辺運営協議会議という活動をしている。そういう協議関係の会場なり活動の資機材等の提供を行っている。このような形で運用できるのも地元の方達などの非常に熱心な活動が裏づけになっており、協働の仕組みづくりをどのように進めていくかということも含めて考えていきたい。

### 【板橋区】

荒川河川敷の約 60ha を板橋区で占有利用している。スポーツ施設等が多いが、約 11ha の自然地が手を入れない形で残っており、実際には樹林地になっている現状である。河川敷に樹林地があると洪水時の影響や、ゴミの不法投棄、浮浪者等の不法居住等の問題となり、安心安全を脅かす 1 つの要因になっている。そのため、平成 21 年度から区民との協働の仕組みを取り入れ活動を行っている。

荒川河川敷は都市の中に残った大規模で自然豊かな貴重な水辺空間であり、これを共有財産として意識を高めるためにも、沿川の住民で見守っていくための仕組みづくりが必要と思う。今後、地区別計画においてこの協働の仕組みを取り入れて、実現させていきたい。

### 【川口市】

荒川河川敷の大部分は広域避難場所に指定されており、防災上の機能維持、市民の生命・財産を守ることが課題であり、それを損なわないことが大前提になる。

不法投棄という法律違反については、優先的に対応していくことが必要である。

自然地の維持管理には金がかかることを共通認識にしているが、もう一つ必要なことは費用と共に責任が伴うことである。管理瑕疵は誰が取るのか十分な議論がないまま先行してしまっただけでは、対処のしようがないと思う。

昨今の経済状況を受け、草刈りの回数が減っており、市民から苦情が入るようになり、管理に要する費用を確保されたいという要望をしたところですが、必要最低限のところから、どのように工面していくのか苦慮している。

自然地として利用される方々の受益と負担の関係等も勘案しながら、水辺の楽校など独自の仕組みの中で運営しており、引き続き検討していく必要がある。

### 【戸田市】

上流での取組みで戸田ヶ原自然再生事業をスタートし、桜を植えたり、スゲを植えたり、その草花がよみがえる湿地の再生を進めている。NPO 法人、市民ボランティア、有識者を含めた連絡会議方式で事業を推進している。その成果が広がって多くの人に参加して頂けるというような気運を高めるには、相当な時間と市のでこ入れが必要になると考えている。

### 【荒川下流河川事務所】

問題意識、共通認識を皆さん持たれていると思う。自然地は場所によっていろいろ特性、技術的にも社会的にも違うが、まずは個別の箇所を検討を先行させて、実際に進めていきたいと考えている。

ほったらかしの状態になると樹木が繁茂して流下阻害になる、川に砂がたまって流下阻害になる。治水の断面を確保しながら、どういうものをつくっていくのか、治水と環境の折り合いの中で、技術的な問題があるかどうかと思う。

自然環境的に見て、どの程度手を入れていくと生態系がある程度維持されていくか、技術的なところを先生の御意見をいただきながら詰めていきたい。

社会的な、資金的なものも含めてどういう役割分担でやっていくのか、あるいは

はどのような自然を目指すのか、どの程度利用負荷をかけていくのか、地域の合意形成をしていくということが必要と思う。

また、治水機能を確保するという表現が、御指摘のとおり少ないので、書き込んでいきたい。

**【議長】**

この報告の形で進めていくこととする。

**(2)「明治43年大洪水から100年の広報展開について」**

**【荒川下流河川事務所】**

明治43年大洪水から100年キャンペーンの活動レポートについて報告した。

- ・東京都、埼玉県及び沿川自治体による実行委員会形式でキャンペーンを実施している。
- ・特設ホームページの開設、ロゴマークを作成し、各種イベント等で利用していただいている。また、パンフレット、パネルを作成し、各種シンポジウム開催時に配布、展示している。
- ・平成22年11月14日に「明治43年大洪水から100年シンポジウム」を開催し、宮村名誉教授による基調講演、パネルディスカッション等を行った。
- ・シンポジウムについてアンケートした結果、その有効性が確認されてことから、継続的に100年キャンペーンを実施していきたい。

**(3)「荒川市民マラソンの名称変更について」**

**【板橋区】**

荒川市民マラソンの名称変更について報告した。

- ・大会の名称を「東京・荒川市民マラソン in ITABASHI」から「板橋Cityマラソン(東京・荒川市民マラソン)」に変更することとした。
- ・この名称は、大会のホームページ、広報いたばしで公募し、実行委員会において選定した。
- ・名称変更が参加者、関係者にわかりやすくするため、従来の「東京・荒川市民マラソン」を併記することとした。

**(4)「冬季ホームレス合同巡視結果の報告について」**

**【荒川下流河川事務所】**

自治体と実施している冬季ホームレス合同巡視結果について報告した。

- ・合同巡視は平成22年11月25日～12月10日、関係市区及び警察、荒川下流河川事務所の合同で実施した。
- ・合同巡視の結果、管内では507名が河川敷で生活されており、夏に比べ25名減少となった。
- ・今後、例年2回の実施を月1回ペースでポイントを絞って実施していきたい。

## (5)「河川敷利用ルールの施行状況について」

### 【荒川下流河川事務所】

平成 22 年 4 月より本格運用された荒川下流河川敷利用ルールの実施状況について報告した。

- ・河川敷利用ルールの運用に当たり、看板を 45 箇所河川敷に設置した。当ルールに対する反響は大きく、新聞、テレビ等で多く報道され、また、昨年 5 月の市区当合同によるチラシ配布では、2,110 名の河川利用者に直接配布した。
- ・現在では 2 市 10 区 1 財団がルールの運用を行っている。
- ・緊急用河川敷道路を通行する高速走行自転車については、目安として時速 20 km 以下と定めているが一部に危険な高速走行が認められることから、関係市区、自転車利用団体との意見交換を開催するなど、自転車の安全利用を促進したいと考えている。
- ・迷惑行為の状況については、高速走行自転車、バーベキュー、焚き火、迷惑ゴルフ、犬のノーリードの順で確認されており、今後は苦情や意見、要望を集約・分析して、一層の河川敷利用の向上に努めたいと考えている。

### 【足立区】

迷惑行為の確認はどのように実施されたのか内容を聞きたい。

### 【荒川下流河川事務所】

データは定点観測をしたわけではなく、あくまでも我々の耳に入ってくる件数であり、あくまでも通報があった件数を整理している。

### 【北区】

犬のノーリードについて、犬の愛好家の方々にとってみれば、そうは言っても周りに人がいない早朝や夕刻は迷惑がかからないのではないかという現場もある。ドッグランが解決になるのかということも含めて、引き続きいろいろ相談したいと思っている。

## (5)「その他」平成 23 年度河川局関係予算決定概要について

### 【荒川下流河川事務所】

平成 23 年度河川局関係予算決定概要について報告した。

- ・対前年度比 4 % 減（昨年度は 15 % 減）
- ・維持管理比はオール国費
- ・スーパー堤防について、平成 24 年度概算要求は抜本的見直し

### 【江戸川区】

江戸川区水災害講演会（1 月 23 日、江戸川区の総合文化センター）開催について報告した。

**【足立区】**

堤防の草刈に関して、2市9区首長から国土交通大臣への要望書を10月に提出したことについて報告した。

**3. 次回協議会について**

**【議 長】**

次回協議会は平成23年7月頃に川口市において開催を予定する。

以上